

～松阪市・多気町・明和町・大台町に在住または在勤の医療従事者の皆さまへ～

災害時医療救護サポーターを募集します！

松阪市・多気町・明和町・大台町では、震度6弱以上の地震等の災害により、多数の傷病者が発生すると見込まれる場合に、医療救護所を開設し、トリアージの実施や重傷者の搬送、軽症者への応急処置を行うなどの医療救護活動を実施します。また、助かった命を落とさないように、避難所や在宅等での避難者の健康管理や健康相談等の活動を巡回により実施します。

近年発生が懸念されている南海トラフ地震のような大規模な災害時に、保健・医療救護の活動にご協力いただける医療従事者の方を募集し、「災害時医療救護サポーター」として事前登録をお願いしています。

募集する職種

《対象者》 松阪市・多気町・明和町・大台町に在住または在勤の医療従事者

- ・看護師
- ・准看護師
- ・事務職員（※）医療機関にお勤めの事務職員の方（資格や経験年数等は問いません。）
- ・その他医療従事者

《手当等》 災害時の執務には規定に基づき、実費相当分の費用弁償等を支給します。

《災害時》 ・登録にあたって、登録先の自治体を設定いただきます。（複数可能）
・登録いただいた方に必ず参集の義務が発生するものではありません。
・参集にあたってはご自身やご家族の安全確保を最優先してください。
・登録いただいた方には、必要に応じて登録先の自治体より医療救護活動への要請をさせていただきます。
可能な範囲で医療救護活動にご協力ください。



登録はこちらから↑

保健・医療救護活動の概要

大規模な災害時には、建物被害や液状化、ライフラインの停止により、地域の医療機関も被災することになります。また、限られた医療資源の中で、多数の傷病者が発生することで、重症者の受け入れを担う災害拠点病院の医療がひっ迫する可能性があります。

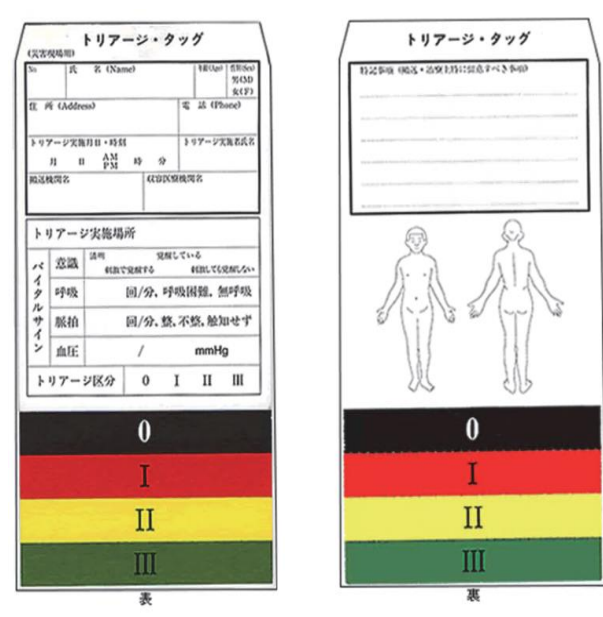
一人でも多くの命を救うため、医療救護所を開設し、軽症者の応急手当やトリアージを行います。活動は以下の通り予定しています。活動期間や時間は災害の規模やフェーズによって変動することがあります。

- 《業務内容》
- (1) 傷病者のトリアージの実施及び補助
 - (2) 軽症者の応急手当及び看護
 - (3) 搬送順位の決定及び搬送の調整
 - (4) 避難所や在宅等における被災者の健康観察、健康相談
 - (5) 救護所における診療記録等の事務、管理業務
 - (6) その他松阪市・多気郡が実施する医療救護に関する業務 等

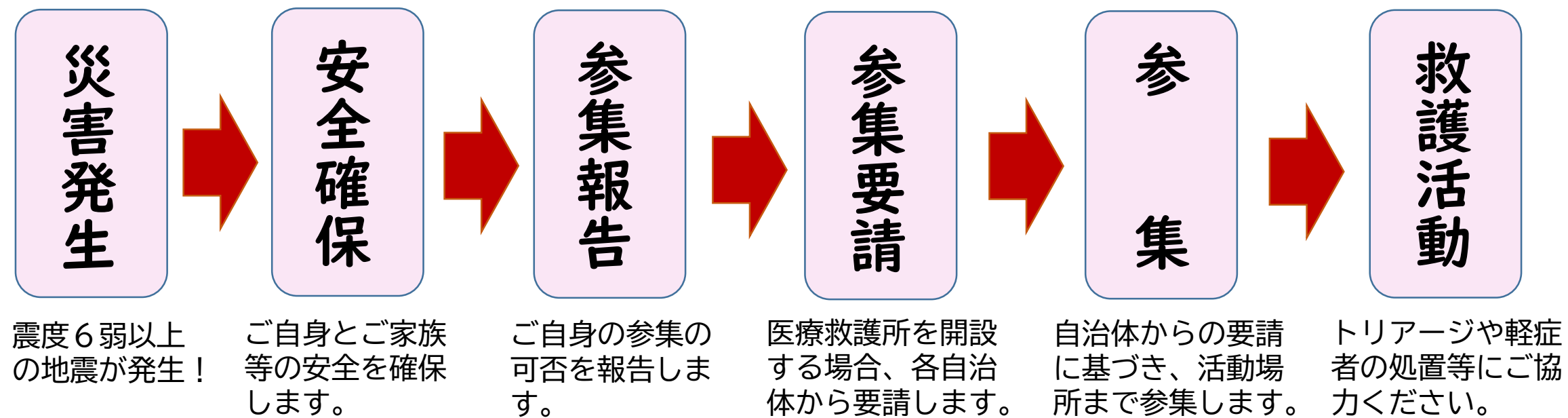
《活動期間》
医療救護所 開設の日から14日以内（目安）
避難所等 発災の日から閉鎖まで

《活動時間》
災害の状況によりですが、1回につき最大7時間45分を想定しています。
（土日祝・夜間勤務あり）

《活動場所》
裏面の医療救護所、避難所等



活動の流れ



開設する予定の医療救護所

- 限られた医療資源を有効的に活用するため、下記の第1次医療救護所を優先して開設します。
- 登録いただいた方には、まずは第1次医療救護所への参集を要請させていただきます。

医療救護所

自治体		開設予定	所在地
松阪市	第1次	健康センターはるる	松阪市春日町一丁目19番地
	第2次	嬉野保健センター	松阪市嬉野町1434番地
	第2次	飯高地域振興局	松阪市飯高町宮前180番地
多気町	第1次	農業者トレーニングセンター	多気郡多気町相可1608番地
	第2次	ふるさと交流館せいわ	多気郡多気町朝柄2889番地
明和町	第1次	中央公民館	多気郡明和町大字馬之上944番地6
大台町	第1次	大台中学校	多気郡大台町上三瀬903番地1
	第1次	宮川中学校	多気郡大台町茂原643番地8

大規模な災害が発生

まず開設！

医療救護所の開設

被災状況に応じて順次

避難所等の巡回救護活動

Q 登録できる医療従事者の範囲はどこまでですか？

- A** 松阪市・多気町・明和町・大台町に在住または在勤の医療従事者が対象となります。
災害時医療救護サポーターを募集する趣旨は、多職種の人材を広く募集し、災害時に速やかに支援活動に入っていただくための体制づくりであることから、医療機関にお勤めかどうかは問いません。
また、松阪地区医師会、歯科医師会、薬剤師会に所属の会員の方については、災害協定に基づき所属団体から別途要請があるため、今回登録いただく必要はありません。

Q 災害が起こったらどうすればいいですか？

- A** まずはご自身とご家族等の安全確保をしてください。その後、登録後にご案内する参集報告フォームにてご自身の参集可否を報告します。災害発生後に医療救護活動の方針を決定次第、必要に応じて登録いただいた方に、市町より電話やメールにて活動要請を行います。

Q どこで活動をするのですか？

- A** 市町が開設する医療救護所や避難所等になります。
登録の際に、参集可能な医療救護所を登録いただきますが、災害の状況等により登録外の医療救護所や避難所での活動をお願いすることがあります。

Q 登録したら絶対に活動する必要がありますか？

- A** 必ずしも活動を強制するものではありません。その時の状況でご判断ください。